

国土審議会第3回離島振興対策分科会に対するコメント

平成15年度の離島振興法改正によって、市町村の離島振興計画案を基に都道府県が同計画を作成し、平成24年度までの基本的な計画として各種離島振興対策が実施されているところでもあります。

離島振興計画は市町村からの計画案を基に作成されたものという性質から、離島振興計画の掲げる事項の遂行は、地元市町村が主体となって行う事業がほとんどであります。市町村の意見を十分に反映させ、国・県の関係機関と協議・検討を行い、より大きな効果を得るように事業を構築実施していくことが求められています。

しかしながら、少子化による人口減少、市町村合併による行政サービス等への影響、国・地方公共団体の財政状況の悪化などの情勢の変化によって、様々な問題点・課題が発生し、島民の離島行政に対するニーズに十分応えられていないという実情があります。

また、離島という特有の地理的・地形的な制約から、交通、産業、生活環境等の社会基盤及び生活基盤において本土との格差が大きく、多くの面で後進性を有しています。離島固有の地域資源を活用した人的・物的交流を積極的に促進していくことがきわめて重要であります。

そのような中、離島地域が自立的発展を遂げるためには、島を最も理解している島民が、自主的・自発的に島おこしに取り組んでいき、様々な活動に島民が参加しやすい体制を整備し、自ら考え、自ら行動するという活動が必要となります。

そのことを踏まえて、離島振興で欠かせないのが「人づくり」だと考えられます。「まちづくりは人づくり」と言われるように各施策の中にもその核として人づくりが重要な位置付けとされており、産業・福祉・医療・文化等を支える多様な人材の育成・確保が求められています。

ところが、離島人口の減少、特に若年層が薄く、人材確保は厳しい状況にあります。しかし、島民の心には島づくりに懸ける情熱が有り余るほどあります。そうした情熱を引き立てるために行政による支援対策として、人材の発掘・育成・UIターン等による定住化促進等あらゆる手段に対して行政の支援体制の確立が求められております。

島民の、島民による、島民のための島づくりの取り組みが重要視され、自らが島を経営するという感覚で島民と行政がそれぞれの役割と責任分担を明確にしていき、互いに連携・協働して島づくりに取り組んでいく必要があります。

近年、社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、潤いとゆとりのある生活への志向が高まってきています。豊かな自然環境、文化を有する離島は、癒しの場を提供するなど、その役割はますます重要となっています。そのようなニーズに応えるため、離島の持つ不利益性の軽減に努め、離島の持つ優位性を伸ばしていく取り組みを、島民と協働で行うことが重要であると考えております。

平成18年2月20日

岡山県笠岡市長 高木直矢